

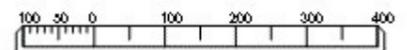
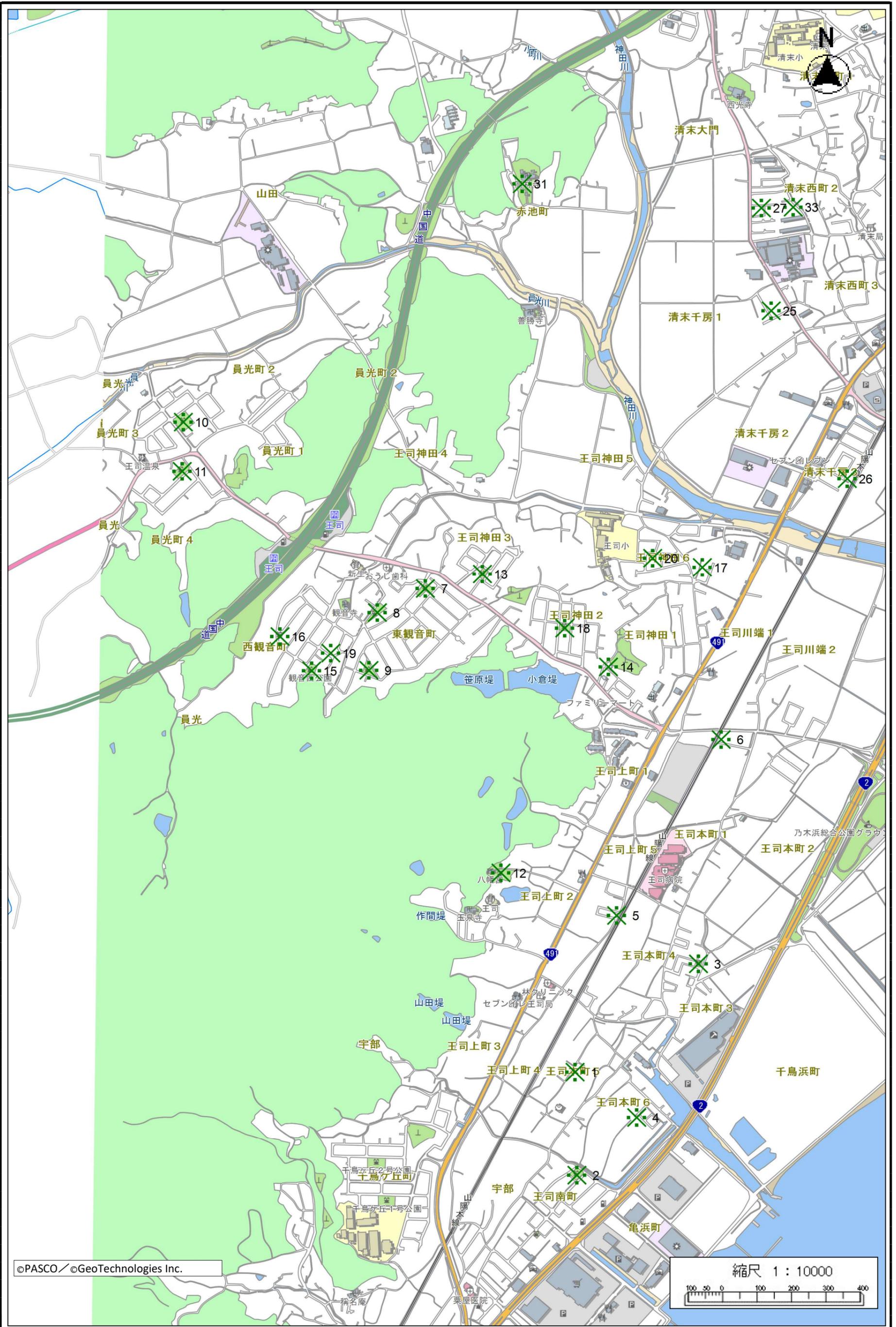
業務は、委託契約書の実施箇所(以下「実施箇所」という。)の塵芥処理等を行うものとする。
業務の種類、実施時期等は以下のとおり。

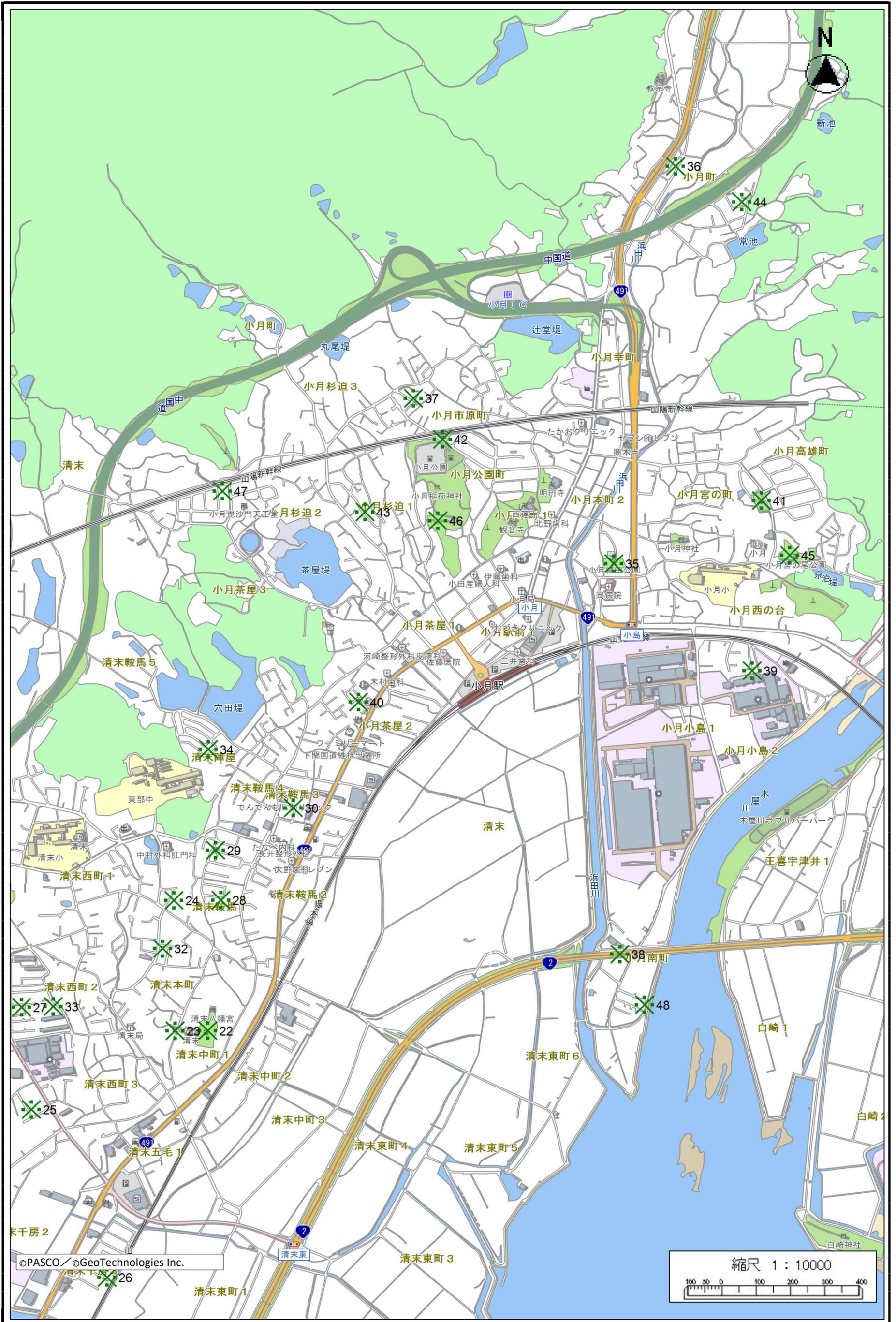
<p>1. 塵芥処理 4月、5月、6月、7月、8月、9月、 10月、11月、12月、1月、2月、3月 計 12 回</p> <p>※ 指定公園内の塵芥処理を概ね1ヶ月に1回の頻度となるよう収集分別、運搬処理する。愛護会がある公園においては、第1月曜日の近日に廻ることとする。また、愛護会の収集した塵芥については随時処理するものとする。</p> <p>2. 草刈業務 ・草刈 5月、10～11月 計 2 回</p> <p>3. 樹木管理業務 ・剪定下木A ツツジ類 4～6月 計 1 回 ※ 剪定下木Aについては、花期終了後花芽がつく前までに剪定することとする。 ・剪定下木B マサキ等 7～8月 計 1 回</p> <p>・剪定上木(1) 計 20 本</p> <p>・剪定上木(2) 計 20 本</p> <p>・剪定上木(3) 計 10 本</p>	<p>4. 公園施設安全点検 4月 計 1 回</p> <p>※ 設計図書のパーク施設安全点検表に基づき、その月内に点検を実施するものとする。</p> <p>※ 塵芥処理等に当たっては、管理業務委託共通仕様書を遵守すること。</p> <p>※ 指定月内に実施箇所の塵芥処理等を実施すること。特に指定がない場合は、甲と協議の上、決定する。また、予定月によりがたい場合においても、甲と協議の上、決定する。</p> <p>※ 台風等その他やむを得ない事由により剪定等の対象となる樹木の面積が減少した場合は、乙は、減少した面積と同等の面積の樹木剪定等を行うものとする。その場合、剪定等をする樹木については、甲が指定する。</p> <p>※ 公園ごとの具体的な内容は、別紙2のとおりとする。なお、別紙2の内容に相違がある場合は、委託者と協議すること。</p> <p>※ 各業務の実施に当り留意する事項は別紙3のとおり。留意事項に変化を確認した時は委託者に連絡する。</p>
--	---

NO	公園名	留意事項	
1	宇部西町公園		
2	宇部南町公園		
3	王司ワンパク公園		
4	ちどり公園		
5	王司上町五丁目公園		
6	王司本町一丁目公園		
7	王司観音第1公園		
8	王司観音第2公園		
9	王司観音第3公園		
10	王司湯田1号公園		
11	王司湯田2号公園		
12	王司宇部公園		
13	王司神田公園		
14	王司神田一丁目公園		
15	観音西公園		
16	観音親和公園		
17	川端浜田公園		
18	白土公園		
19	観音三角公園		
20	王司神田6丁目公園		
21	阿内公園		
22	清末公園		
23	清末中原公園	雑草の繁茂	
24	清末鞍馬公園	雑草の繁茂	
25	清末千房一丁目公園	雑草の繁茂	
26	清末千房公園		
27	清末西町公園		
28	鞍馬ふれあい公園	雑草の繁茂	
29	鞍馬児童公園		
30	清末鞍馬第2公園	第1土曜日の翌週に愛護会ゴミの回収	
31	高林寺緑地		
32	中原なかよし公園		
33	八つ谷公園		
34	清末陣屋公園	第1土曜日の翌週に愛護会ゴミの回収	
35	小月縄田公園		
36	小月中迫公園		
37	小月ちびっこ公園		
38	小月南町公園		
39	小月小島公園		
40	小月茶屋公園	雑草の繁茂	
41	小月高雄公園		
42	小月市原公園		
43	小月杉迫一丁目公園		
44	小月丸山公園		
45	小月宮の尾公園		
46	常見屋公園		
47	小月陽望台公園		
48	小月南町川端公園	雑草の繁茂	
49	王喜寿公園		
50	王喜うぐいす公園		
51	串町公園		
52	天神山公園		
53	松耀台公園		
54	王喜本町五丁目公園		
55	城山公園		
56	高原公園		
57	高原せせらぎ公園		
58	吉田浮津公園		
共通事項			
	施設	倒壊等、重大な損傷が生じていないか	広場等に陥没が生じていないか
	樹木	枯損、腐朽、倒木、折れ枝がないか	
	照明・水飲み	照明の常時点灯、水漏れが生じていないか	
	その他	スズメバチ等危険な生物が群れていないか	

※ 上表に定める事項に変化が生じた際は、委託者に連絡すること。

※ 留意事項については、協議の上、追加できるものとする。





位置図

